

平成25年度第2回 芦屋市文化財保護審議会 会議要旨

日 時	平成26年3月24日(月) 15時～16時30分
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 安部 みき子 副会長 戸田 清子 委 員 中江 研 委 員 森 隆男 (欠席委員) 長谷 洋一 (事務局) 教育長 福岡 憲助 社会教育部長 中村 尚代 生涯学習課長 長岡 一美 生涯学習課文化財係長 竹村 忠洋 生涯学習課文化財係学芸員 森岡 秀人
事務局	生涯学習課
会議の公開	公 開
傍聴者数	無

I 会議次第

- 1 教育長あいさつ
- 2 報告事項
 - (1) 芦屋市指定文化財(寺田遺跡出土「大領」「小領」等墨書土器)の指定に係る専門調査の経過について
 - (2) その他
- 3 審議事項
 - (1) 歴史的建造物の解体部材の活用方法について
 - (2) その他

II 提出資料

- 1 芦屋市指定文化財(寺田遺跡出土「大領(かみ)」「少領(すけ)」等墨書土器)の指定に係る専門調査の経過報告について
- 2 「国史跡会下山遺跡活用フォーラム」アンケート結果
- 3 『兵庫県の近代化遺産』(抜粋)
- 4 『重要文化財旧山邑家住宅(淀川製鋼所迎賓館)』
- 5 「旧松山家住宅「松濤館」(図書館打出分室)」(『広報あしや』平成20年12月15日号)
- 6 小阪家住宅関連資料
- 7 旧金川家住宅関連資料

8 市内の指定文化財一覧表

III 審議内容

(安部会長)

それでは、審議に入ります。まず、報告事項（1）芦屋市指定文化財(寺田遺跡出土「大領(かみ)」「少領(すけ)」等墨書土器)の指定に係る専門調査の経過報告について、事務局より報告をお願いします。

(事務局：森岡)

寺田遺跡出土「大領」「少領」等墨書土器について、資料1に基づいて報告します。実物の出土資料を運搬してきておりますので、観察ができる机の方へ移動して説明いたします(実物を前に資料に基づいて説明)。

このたび文字史料としての判読の真偽確認を目的に大阪大学大学院文学研究科に参りまして、第1回の審議事項を受け、専門調査を実施しました。その結果、これまでの所見とは大きく齟齬が見い出されたため、さらなる審議のため、調査内容を中間報告します。なお、調査は平成26年3月3日(月)に実施しました。調査者は、考古専門委員の安部会長の代行として、学芸員の森岡が事にあたりました。資料の鑑定者は資料1のとおり、大阪大学の日本考古学・日本古代史の教授・准教授・助教の4人の先生です。

「少領」の墨書土器は、「少領」と判読して問題なく、古墳時代後期の杯蓋もしくは高杯の蓋と考えていましたが、奈良時代の杯B蓋と見て問題のないものです。天井部のヘラ削りが引き摺った形で6世紀の須恵器の技法としてはあまり齟齬をきたします。器径からは絶対に7世紀に位置付けることはできないものでした。内面の墨書は特に異存のないものでした。少領(1)の墨書土器は、器種は杯B身の底部です。高台が付いております。非播磨産の須恵器で、おそらく畿内の窯で焼かれたものと思います。これは驚くべきことに間違っておりました。一つ目の文字は草冠のものと言えるものでして、欠け字ではありますが、「菟原」の判読が可能ようです。誤ってはいましたが、この読みですと、新たな収穫があったような新規の事実です。他の読み方を考えても思いつかないものでして、確かなことは「少領」とは読めないことです。土器の時期は8世紀中頃～後半、長岡京時代を前後する頃の年代のものでした。

「大領」の墨書土器は、「大領」と読んでよいものでして、時期は8世紀中頃～後半とみられます。器種は杯B身底部とみるよりも、直径が相当ありますので、盤B底部の可能性もあります。胎土良質で近畿地方中枢部の和泉陶邑(すえむら)産の須恵器と考えられます。少なくとも非播磨産であることは確かなものです。製作技術は内面は丁寧なナデ調整で仕上げ、外面は削りのちナデです。

次の「領」の墨書土器は、杯B蓋に分類されるものです。内面の墨書土器は「領」とみて

います。肌理の非常に細かな胎土でして、淡い白色に近い灰色です。8世紀後半～末頃の年代のものです。

「帳」と読んでいた須恵器は、器種が杯B身の底の部分です。これは間違っって判読しておりました。内面ナデ調整で仕上げられておまして、外面はケズリのちナデ調整です。これは字ではなく、墨痕でした。言わば筆慣らしの跡、筆先揃えの痕跡であります。時期は8世紀段階の須恵器とみてよいものでした。

以上、二つ大きな誤りが認められました。一つは「菟原」というこれまで発見されていない当地域の古代郡名を明示した墨書土器が確認されたこと。特に草冠になることは、立ち会った日本古代史の大学院生までもが口を合わせて同様の指摘をされておまして、大変説得力に富む判読の違いが指摘されたと思われました。もう一つの墨書土器は文字ではなく、墨痕でありまして、何か史料価値が落ちるような印象を持ちましたが、実はその場所近くでこれらの墨書きが行われた行為を逆に示すものでして、また別の観点からは新たな要素が加わったと思えます。

さて、こうした一群の貴重な墨書土器の歴史的な意義を再度まとめますと、これらの土器群には須恵器としての生産地の違いがあり、寺田遺跡が消費地としての寄せ集めの性格が認められる、言葉を換えれば、非常に求心力のある施設があったということが出来ます。官衙的、郡衙的な性格や機能をなんらか裏付けるものと考えられます。

また、同じ年代、時期のものが寄り集まっている、資料の一括性が非常に高いということにもなります。同時代性です。ただし、文字史料ではない墨痕も指定を予定することにもなります。この1点は指定の一括性から言って、同時期を示す証拠物件でもあり、指定候補からは外さない方がよいというのが大阪大学の研究者の一致した見方、ご意見でした。説明は以上です。

(安部会長)

今、事務局の説明が終わりました。説明内容について、何かご質問、ご意見はございませんか？

産地が畿内のものが含まれるということですが、もう少し絞り込むことはできませんか。

(事務局：森岡)

須恵器は播磨産のものも目立ちますし、陶邑産のものもあります。千里産のようなものも見受けられます。多くの地域で生産されたものが入ってきているという点に、消費地芦屋の大きな特徴があります。播磨産がある以上、畿内からのみの供給ではありません。

(安部会長)

指定については、本日審議して決めるのではなく、本日は専門調査の中間報告に留めます。

(事務局：森岡)

これからの予定として、さらに第3者機関の鑑定の裏付けが必要と考え、専門調査として神戸大学文学部史学科や関西大学の考古学・史学関係者の鑑定を考えています。考古専門委員の安部会長のご都合などと調整を図り、詰めていきたいと考えています。

(安部会長)

報告事項(2)その他について、何かございますか。

(事務局：竹村)

先日、2月13日に国史跡会下山遺跡活用フォーラムを開催しました。資料2をご覧ください。

会下山遺跡は、平成23年2月7日に国史跡に指定されました。その後、この3年間、なかなか動けていませんでしたので、一度、会下山遺跡をどう活用してくのかということ、市民の皆様と考えたいということで企画しました。

参加人数は85名でしたが、その内、45名の方からアンケートを回答いただきました。その結果をみると、60～70歳代の方が多く参加されています。ご意見では、ソフトの面とハードの面、それぞれのご意見がありました。ソフトの面では、定期的な現地説明会の開催等がありました。ハードの面では、登山道の整備や駅からの案内板の設置、復元高床倉庫の屋根の修理等がありました。

平成26年度以降も、会下山遺跡をどのように活用していけるのかということについて考えていきたいと思います。以上、報告です。

(安部会長)

只今の事務局からの報告について、何かご意見やご質問はございませんか。

ないようでしたら、次に、審議事項(1)歴史的建造物の解体部材の活用方法について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：竹村)

資料3～8を用いて、市内の文化財指定及び登録の建造物、小阪家住宅及び旧金川家住宅の解体部材について説明。

芦屋市指定文化財である小阪家住宅は、18世紀中頃～19世紀初頭の建立年代をもつ市内にあった民家です。平成5年に上屋構造を神戸大学建築史研究室が調査しました。平成6年3月23日に市指定となりましたが、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災で被災し、全壊いたしました。そして、解体され、その後、再建できずに現在に至っています。

一方、未指定の建造物ですが、伊勢町にあった旧金川邸は大正時代の建造で、児玉隆男の画にもスケッチが描かれています。この建造物も阪神・淡路大震災で全壊となり、部材の一部が山手緑地にある旧藤井邸の土蔵の中に保存されています。震災から19年経ちますが、そのままになっています。

これらの解体部材をどのように活用していくべきなのかが、今、市の課題となっています。

(安部会長)

只今の事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんか。

(中江委員)

資料3のリストは県の調査で、データが一番多いです。現在の建造物の残存状況、現状はどうなっているのか、市として把握されているのでしょうか。

(事務局：竹村)

解体等の情報が入ってくる場合がありますが、全市域をパトロールしているわけではありませんので、現時点での残存状況は確認できていません。

(中江委員)

情報を挙げていただいているというのは、例えば、ヘリテージ・マネージャー等があるのですか。

(事務局：竹村)

そうです。あと、これは偶然なのですが、埋蔵文化財に伴う開発で情報を把握することもあります。

(中江委員)

情報が入れば、リストが更新されるということですね。市指定文化財である「芦屋川の文化的景観」と近代化遺産との関係はどうなっていますか。

(事務局：竹村)

「芦屋川の文化的景観」では、市民の意識を高めることを目的として指定したものです。ですので、これがあるから建造物が保護の対象になっているというものではありません。

(中江委員)

所有者のご意向は、どんな感じですか。

(事務局：竹村)

残したい人もいるが、代が変わった時等に残したくても残せない、やむを得なく手放されている方も多いのではないかと思います。相続等を契機に、壊されているのではないかと思います。こちらが開発の情報を得た時には、事業者に建造物の価値を説明し、保護についてお願いしても聞き入れてもらうことはほとんど無理です。

(中江委員)

建造物の解体について、届出を求めるような制度はないのですか。

(事務局：竹村)

ありません。

(中江委員)

今回の審議の本題は、解体部材の活用ということですが、基本的には解体されてしまうと、そのあと使いようがない、どうしようもありません。できるだけ事前に情報を掴んで、ヘリテージ・マネージャーなどの協力をいただきながら、少なくとも県の近代化遺産総合調査のリストに掲載されているものについては、現状の把握に努めて欲しいです。それと所有者の意向を把握できると、今後の理解や協力のベースになると思います。

解体部材についてですが、小阪家と旧金川邸は、現状で部材が残っているということですね。

(事務局：竹村)

はい、そうです。小阪家はすべての部材が残っていますが、旧金川邸は部分的にしか残っていないと思います。

(中江委員)

小阪家住宅の現地は、どうなっていますか。

(事務局：竹村)

現地は、別の利用がなされています。

(中江委員)

小阪家の当初の計画は、どのようなものだったのですか。

(事務局：竹村)

山手町の市有地に小阪家住宅を移築復元し、そこにある歴史的建造物といっしょに保存を図る計画だったようです。移築復元した建物は、実際に小阪家にあった家財道具等を入れて、学芸員を配置した資料館にする計画だったようです。それが震災によって断ち切れてしまいました。

(中江委員)

現在、その用地はまだありますか。再建の整備計画だけがなくなっているのでしょうか。

(事務局：竹村)

現在、小阪家住宅を移築復元するための用地ではなくなっています。そのため、建物を移築しようにも、その土地がない状態です。

(中江委員)

金川邸は部材の一部だけだと思います。当時、私は学生で、解体のお手伝いをした経験があります。かなり大きな建物でしたので、残っている部材は全部ではありません。一部だったように記憶しています。躯体は煉瓦造りだったので、再建する時にはコンクリート造りになると思います。これも再建するにはなかなか難しい課題です。

最近ですと、神戸の旧ジョネス邸の場合は、マンション開発計画が出てきて、地元の住民らが保存運動を進めたのですが、結局は解体されてしまいました。ただ、部材をかなり残しておいて、それを無償で色々なところに貸出ししています。この活動を通して、建造物の存在を知ってもらい、価値や活動をピーアールするものです。あるいは貸出し先でピーアールしてもらおう。そして、最終的に再建時には貸出し部材を引き上げて再築するというものです。旧金川邸の部材によっては、そういう方法があり得るのかもしれませんが。建具のドアや窓やステンドグラスなど、部分で美しいものが貸し出されていると思いますが、旧金川邸はどういうものが残されているのかわかりませんので、それを把握できれば、そういった方法を考えてもいいのかもしれませんが。ただ、部材の保存状況の写真をみますと、これを全部荷解きして把握するのは、とても大変だと思います。

(森委員)

小阪家住宅の再建は、困難ではないでしょうか。木造の木材は、しっかり保存していても10年寝かせると駄目になってしまいます。小阪家住宅の部材の保存状態もきちんと把握しないといけないと思いますが、「残すのか」、「残さないのか」ということを決断する時期が来ているのではないかと思います。本当に、「そのうちに」ということについては期待できないですし、その意味では主体的に教育委員会生涯学習課がどうするのかということ、いろん

な意味で決めていく、決断していくことが必要ではないかと思います。

洋風建築の部材を一部残して貸し出しというのは初めて聞きました。部材を活用する時に、それがここにあったというモニュメントとしては使えるかもしれませんが、ちょっと残念です。やはり残す以上は文化遺産として活用することが前提にならないと、恐らく市民の同意も得られないと思いますので、その辺、一度、生涯学習課の方で基本的な考え方のようなものを求めていかないと時間だけ経ってしまうということになると思います。

建物を残すのは当然で、保存と必ずしも上手くいかない部分もあるのですが、残すというだけで予算措置をとるとするのは難しい。いろんなところから資金を集めてくるためには、地域の人も含めて、それが使える、利用できるというのが大事になってきたという気がします。

もう一点、市指定文化財になっています小阪家所蔵の屏風は今どうなっていますか。

(事務局：竹村)

小阪家の所有で、今も無事です。

(森委員)

それはよかったです。

(安部会長)

他に何かございますか。

(戸田副会長)

先日、横浜に調査に行きましたが、横浜には異人館がたくさんあります。横浜の異人館は、広範囲にあったものを移築して1ヶ所に集めています。神戸では、最近、生糸検査所がアートイベント等で活用されています。本日の対象は民家なので、非常に難しいと思いますし、解体した部材をどうするかが重要な点だと思います。NPO等にも協力していただきながら、リノベーション等、建物自体を残せるものを残して何かの方法で活用できたらと思います。壊されてしまったらもう終わりなので、何とか残す手立てがないか、解体について規制ができないのであれば、移築して、有効な活用が考えられないだろうかと思います。

(安部会長)

今、高齢者が多い。一人で住んでおられたりして、集うところが近くにあった方が、高齢者は動きやすいです。使われなくなったところを、休憩所や集会所として活用すればいい、そんな大袈裟ではなくてもいいと思います。そういう利用をすると常日頃、多くの人と顔を合わせることができるのではないかと思います。

(戸田副会長)

横浜でも高齢者のためのカフェがありました。ボランティアがお世話をしておられました。

(安部会長)

他にご意見・ご質問等はありませんでしょうか。ないようでしたら、これで議事は終了しました。委員の皆様にはご協力いただき、ありがとうございました。